

様

堺市長



堺市社会福祉施設等施設整備費補助金内示書

年 月 日付けで協議のあった堺市社会福祉施設等施設整備費補助金については、下記のとおり補助金を交付する予定であるので通知します。

記

1 補助金内示額

施設種別 (施設名)	整備区分	定員	内示額

ただし、交付される補助金については、本内示額を上限として交付申請に基づいて決定されるので、この内示額と異なることがある。

2 事業内容

補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付け堺市社会福祉施設等施設整備費補助金協議書に記載のとおりとする。

3 交付申請

この内示に係る交付申請については、堺市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱に定めるところにより、堺市社会福祉施設等施設整備費補助金申請書を年 月 日までに提出してください。

4 その他

次の事項に十分留意のうえ、事務執行について遺漏のないよう配慮してください。

- 1) この内示に係る事業の内容変更は、原則として認めないので、申請書の作成に当たっては十分留意すること。
- 2) この内示に係る事業は、原則として翌年度への繰越しは認めないので、直ちに事業に着手すること。
- 3) この内示に係る事業の契約手続については、別に指示するところによること。